

議 長 確認印	
------------	--

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会会議録

1 開 会	令和 2 年 2 月 7 日 11 : 00
閉 会	令和 2 年 2 月 7 日 12 : 07
2 場 所	委員会室
3 出席委員	全委員
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	総務課長、財政係長
6 職務出席者	議長、議会事務局長、書記
7 付議事件	第 1 財務規則と指名競争入札実施要綱等、契約権者の権限及び法的根拠の明示について その他
8 議事の経過	<p>小峰由久副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 財務規則と指名競争入札実施要綱等、契約権者の権限及び法的根拠の明示について、総務課長より説明を求める。 (総務課長が資料に基づき説明する)</p> <p>委員長：何か質疑はあるか。</p> <p>鈴木（茂）委員：資格を有する者を指名するには上位から思うが、下位から入れられる事ができるのか。</p> <p>総務課長：緊急の場合は要綱第 2 条第 2 項が該当。建設業法を持っている点が資格であり、経審が資格を有する部分ではないと推量する。その他の部分は、地元業者育成を込めて参加を決断した。当時の総務課長や町長も、経審の部分は未確認で認識不足だった事は証人尋問で証言しているとおり。規則を無視した入札ではなかった。</p> <p>鈴木（茂）委員：契約権者が正当なルールによって判断できるとしているが、ルールの範囲外では契約権者の権限が及ばないのではないか。</p> <p>総務課長：あくまでルール内の行為であるとの認識だ。</p> <p>吉田（克）委員：C ランク業者を付け加えた根拠はどこにあるのか。</p> <p>総務課長：要項第 2 条第 2 項のとおりで、あくまで契約権者が指名をするところである。</p> <p>鈴木（安）委員：再三説明している要綱第 2 条第 2 項については、内部でランク付けしている意味が無くなるのではないか。</p> <p>総務課長：施行業者選考にあたり、担当課としてある程度の基準が必要である。</p> <p>鈴木（茂）委員：今後もこのような事が続くのか。</p> <p>総務課長：最終判断はあくまで契約権者。事務方で今後の展開や考え方は答えられない。</p>

吉田（広）委員：違法性があるという事を進言すべきではなかったか。
総務課長：地方公務員法にもあるとおり、違法性がある点について説明すべき。
委員長：その他質疑が無ければこれで終了する。
副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会
委員長